第４部　その他計画

第１章　南海トラフ地震防災対策推進計画

第１節　推進計画の概要

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「南海トラフ地震特措法」という。）に基づき、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年 3 月中央防災会議）及び兵庫県地域防災計画地震災害対策計画第 6 編南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「上位計画」という。）等を踏まえ作成するものである。

1. 目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「南海トラフ地震特措法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、町における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

特に、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、被災地域は太平洋・瀬戸内海沿岸のみならず、内陸にも及ぶため、超広域にわたることが想定される。

とりわけ太平洋沿岸では大きな被害が発生することとされており、関係機関による支援はこれらの地域に集中することが予想されることから、町は、この点を念頭に置きながら各種対策を推進する必要がある。

2. 災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

播磨町の地域に係る防災に関し、本町の処理すべき事務を中心として指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関等は、第 1 部第 4 章（防災機関の事務又は業務の大綱）に定める事務又は事業を処理する。

第２節　災害対策本部等の設置等

本町の南海トラフ地震災害時の防災組織及び動員について定める。

実施担当	全課、消防団

1.災害警戒本部の設置等

災害警戒本部の設置等については、第２部第１章第１節（災害対策のための組織を立ち上げる）による。

2.災害対策本部の設置等

町長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに播磨町災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

その他災害対策本部の設置等は、第２部第１章第１節（災害対策のための組織を立ち上げる）による。

3.災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、第２部第１章第１節（災害対策のための組織を立ち上げる）による。

4.災害応急対策要員の動員

災害予防及び災害応急対策に必要な職員の動員配備は、第２部第１章第１節（災害対策のための組織を立ち上げる）による。

第3節　地震発生時の応急対策等

南海トラフ地震災害時の災害応急対策について定める。

実施担当	全課

1.地震発生時の応急対策

1-1.情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集する。

その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県にあっては内閣総理大臣(窓口消防庁)に、町にあっては県(窓口防災局)に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な情報の報告に努める。

なお、地震・津波に関する情報、被害状況収集伝達、広報、通信、津波に関する自衛措置については、第2部第1章第2節（災害情報等を収集・伝達する）による。

(2) 避難のための指示

災害時における避難のための指示は、第2部第2章第2節（避難対策を行う）による。

1-2.施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努める。

1-3.救助・救急・医療・消火活動

(1) 被災者救出対策

被災者救出対策は、第2部第2章第3節（人命救出・応急救護・捜索活動・火葬等を行う）による。

(2) 救護班の派遣

災害のため、本町の医療の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合は、応急的に医療及び助産又は乳幼児の救護を行い、被災者を保護する。

なお、救護班の編成、応急救護所の設置等は、第2部第2章第3節（人命救出・応急救護・捜索活動・火葬等を行う）による。

(3) 消防計画

地震に伴う二次災害としての火災の発生拡大を最小限にくい止めるため、次の事項に特に留意し、効果的な消火活動を実施する。

① 地震発生直後における出火防止、初期消火等について、防災行政無線により住民に呼びかけるとともに、報道機関に協力を依頼する。

② 住宅密集地、危険物備蓄地域、交通確保を図るために必要な地域を重点とし、全火災の鎮圧を目標として消火活動を行う。

③ 道路の破壊、電柱の倒壊等によって自動車交通は、不能になる場合が考えられるので、人力によって搬送できる可搬式消防ポンプを整備配置する。

④ 現在ある消火栓、防火用水では不足する地域には、耐震性貯水施設を増設し、その適正配置を推進するとともに、河川、ため池等の自然水利及び工業・農業用水等の水利を利用できるよう計画する。

⑤ 夜間の効果的な消防活動及び被災者の心の安定のため、自家発電の照明機材、発火性の照明機材の整備に努める。

1-4. 食糧・飲料水供給

(1) 食糧供給対策

食糧供給対策は、第２部第２章第６節（食料・生活物資・飲料水等の供給を行う）による。

(2) 給水対策

給水対策は、第２部第２章第６節（食料・生活物資・飲料水等の供給を行う）による。

1-5. 物資供給・調達

物資供給・調達は、第２部第２章第６節（食料・生活物資・飲料水等の供給を行う）による。

1-6. 輸送活動

災害時における交通応急対策、輸送対策等は、第２部第２章第５節（交通規制・緊急輸送を行う）による。

1-7. 保健衛生・防疫活動

災害時における生活環境の悪化、感染症の予防等は、第２部第２章第10節（保健衛生対策を行う）による。

1-8. 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は、第２部第２章第２節（避難対策を行う）による。

1-9.二次災害防止対策

ため池の被害や建築物・構造物の倒壊による被害、ライフライン復旧時における火災警戒等について必要な措置をとるものとする。

また危険物等施設の被災による二次災害を防止するため、必要に応じ施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施し、災害応急対策を講じるものとする。

なお、二次災害防止のための各対策は、第2部第2章第7節（公共インフラ等被害の応急処置を行う）による。

2.資機材・人員等の配備

2-1.物資等の調達手配

(1) 物資の確保

地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資等の調達手配は、第2部第2章第6節（食料・生活物資・飲料水等の供給を行う）による。

(2) 物資の要請

町は、県に対して居住者、滞在者その他の者及び公私の団体(以下「居住者等」という)に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な次の物資の供給の要請をすることができる。

＜被災者等生活必需品＞

災害救助機関用物資	救助用物資	発電機、投光機、救助用毛布、軍手、ゴム長靴、ガソリン、レンタカー、テント、作業服・雨具等、防水・防災シート
	遺体安置	柩、ドライアイス、白菊、線香
緊急必需物資	衣類・寝具	敷・掛け布団、毛布、下着上下、上衣・防寒衣、靴下、乳児服等
	日用品・雑貨	ポリタンク、バケツ、洗面器、歯ブラシ、歯磨き紛、石鹸、タオル、パスタオル、ウェットティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、大人用おむつ、ポリ袋、懐中電灯、携帯ラジオ、乾電池、携帯カイロ、ガムテープ、洗濯用洗剤、洗濯用ロープ、洗濯ばさみ等
	食器類	紙皿・紙コップ、割り箸等
	炊事用品	卓上コンロ、カセットボンベ、鍋・しゃもじ、やかん、包丁、缶切り、食器用洗剤等
	育児品	ほ乳瓶等、紙おむつ
	光熱関係	灯油、マッチ・ライター等
	住設備等	石油ストーブ、扇風機、マット、床敷きシート、延長コード、畳、洗濯機

＜応急復旧必需品＞

土のう用麻袋、くぎ・針金類、のこぎり・金槌・ペンチ、スコップ、鋼材、セメント、生コンクリート、コンクリートブロック、アスファルト合材、骨材（砕石）、骨材（砂利）、木材、合板、ガラス

2-2. 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請するものとする。

2-3. 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、播磨町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の準備を行うものとする。

機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

3. 他機関に対する応援要請

3-1. 応援協定

町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、応援協定を締結しており、第2部第1章第3節（応援の要請・受入れを行う）に示すとおりである。

3-2. 応援の要請

町は、必要があるときは、3-1.に掲げる応援協定に従い、応援を要請する。

3-3. 自衛隊の派遣要請

町長は、必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣を要請することができる。

① 災害の情報及び派遣を要請する事由
② 派遣を要請する期間
③ 派遣を希望する区域
④ その他参考となるべき事項

第４節　津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

津波からの防護のための施設整備、津波に関する情報伝達体制、避難対策等について定める。

実施担当	全課

1.津波からの防護のための施設の整備等

1-1.町又は堤防、水門等の管理者の措置

町又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに水門及び陸閘の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

1-2.町又は堤防、水門等の管理者の計画及び実施

町又は堤防、水門等の管理者は、次の事項について別に定めることとし、これに基づき各種整備等を行うものとする。

① 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順、安全確保及び平常時の管理方法
② 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
③ 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
④ 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画
⑤ 情報収集及び伝達手段の多様化等の方針及び計画

2.津波に関する情報伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、第 2 部第 1 章第 2 節（災害情報等を収集・伝達する）によるほか、次の事項にも配慮する。

2-1.居住者等並びに防災関係機関への伝達

津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、観光客、釣り客やドライバー等滞在者その他公私の団体（以下「居住者等」という）並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。

2-2. 船舶に対する津波警報等の伝達

町、加古川海上保安署等は船舶への津波警報等の伝達に関し、次の措置をとる。

① 町は、漁業組合等の関係者へ通報するとともに、船艇所有者等へ拡声器等により周知する。

② 加古川海上保安署は、在泊船舶に対しては、巡視艇等を巡回させ、訪船指導のほか、拡声器等により周知する。

③ 第五管区海上保安本部は、航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知する。

④ 町、加古川海上保安署等は、情報伝達にあたっては、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。

2-3. 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握を行う。

2-4. 地震動等の影響

通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性がある。このため、利用可能な情報伝達手段を活用するだけでなく、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして伝達するよう努める。

3. 避難対策等

3-1. 想定を超える津波発生を踏まえた避難対策

兵庫県が平成 26 年 2 月に作成した「南海トラフ巨大地震津波浸水想定図」によれば、本町における津波は防潮堤外にとどまるとされている。

しかし、過去の災害の教訓は、想定はあくまでも目安ととらえるべきであることを示唆しており、町防災理念「みんなの力で災害に強いはりまをつくる-避けられたはずの犠牲を出さないために-」を達成するためには、万全を期した速やかな避難対策が必要であることから、最大限の避難行動を行う必要がある。

このことから、以下の避難対策を講じる。

3-2. 避難対象地区

町では「兵庫県津波浸水想定図」に基づいた、概ね海抜 3m以下の範囲を避難対象地区とする。

① 県道 382 号（本荘平岡線）以東の山陽電気鉄道以南の地域

② 県道 382 号（本荘平岡線）以西の山陽新幹線以南の地域

＜避難対象地区＞

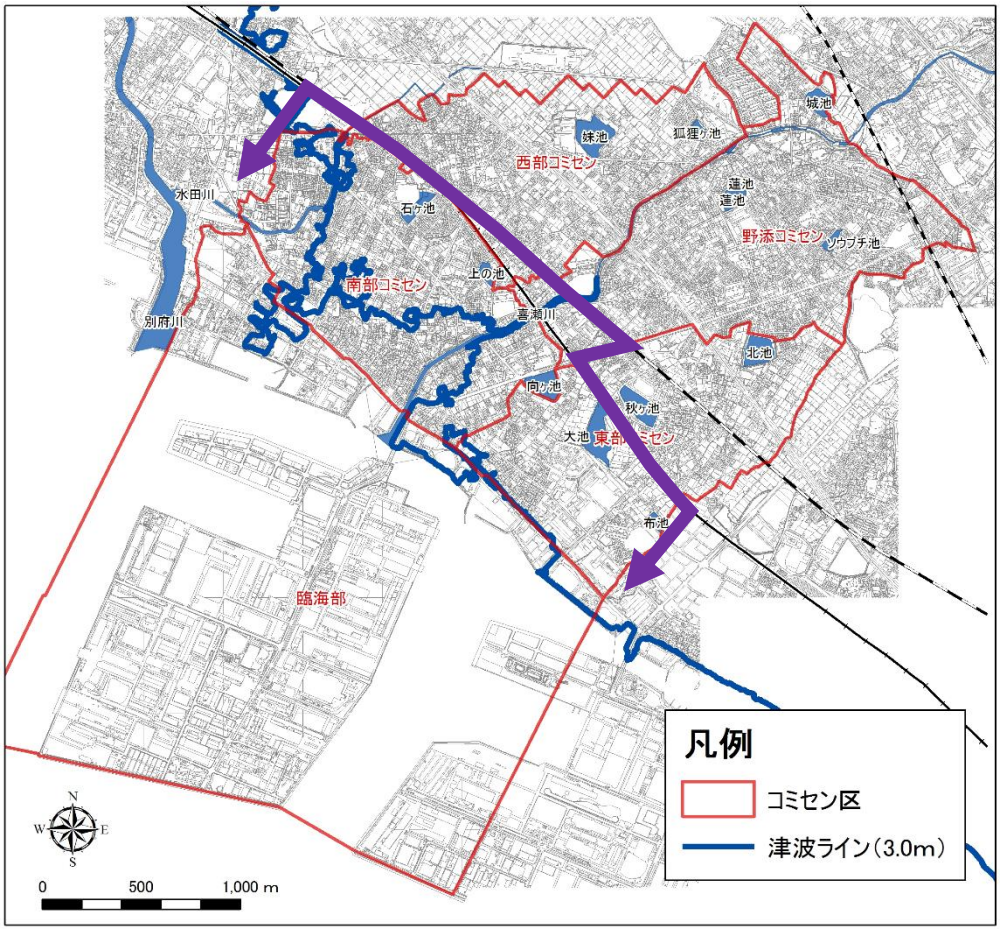

3-3. 避難場所

津波避難場所は津波避難目標地点を目指すことを基本とし、避難が間に合わない場合は、緊急的に津波避難ビルに退避するものとする。

（津波避難目標地点）

①野添北公園　　②大中遺跡公園

（津波避難ビル）※3 階以上

①播磨西小学校　　②播磨小学校
③播磨南小学校　　④播磨南中学校
⑤セフレ播磨　　⑥サンシティ本荘壱番館
⑦サンシティ本荘弐番館　　⑧エバーホテルはりま加古川
⑨播磨町可燃ごみ中継センター　　⑩加古郡衛生センター

※播磨町可燃ごみ中継センターの利用可能時間は、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日、土日祝日を除く、午前 7 時 30 分から午後 4 時までとし、現に避難者が存在する場合は、これにかかわらず使用可能

※加古郡衛生センターの利用可能時間は、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとし、現に避難者が存在する場合は、これにかかわらず使用可能

3-4. 避難計画

町は、次の事項について避難計画を作成し、関係地区の住民にあらかじめ十分周知を図るものとする。

① 地区の範囲
② 想定される危険の範囲
③ 避難場所
④ 避難場所に至る経路
⑤ 避難の指示の伝達方法
⑥ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
⑦ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

3-5. 避難指示の発令基準

避難指示の発令基準は、第２部第２章第２節（避難対策を行う）による。

3-6. 避難指示の伝達方法

避難指示の伝達方法は、第２部第２章第２節 1-6.（避難情報を伝達・報告する）によることとするが、避難対象区域の住民等は、津波の予兆及び津波警報等を感知した時点で、自らの判断において津波避難目標地点を目指し避難するものとする。

なお、当該地域の住民に対しては、自動的に津波避難目標地点へ避難行動を開始するように日頃から周知徹底しておく。

3-7. 避難指示の解除

避難指示の解除は、大阪管区気象台による津波注意報又は津波警報の解除が発表されるなど津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とする。

3-8. 避難指示の解除の伝達方法

避難指示の解除の伝達は、3-6.「避難指示の伝達方法」による。

3-9. 警戒区域の設定

災害対策基本法第 63 条に基づき、町長は災害が発生し、又は発生しようとする場合は、生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要がある時は警戒区域を設けて、設定した区域への応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限若しくは禁止をし、又はその区域からの撤去を命ずることができる。区域設定をした場合は警察官、消防吏員等は危険防止その他必要な予防に努める。

3-10. 避難誘導体制

町は、避難対象地区の住民等を対象とし、当該地区の自主防災組織、加古川警察署及び消防団と相互に協力し、逃げ遅れないよう、避難誘導要員を定めるなど誘導体制を整備する。

(1) 避難経路の確保

① 町は、避難対象地区においてあらかじめ定めた経路に沿って、危険箇所の表示をするほか、状況に応じて誘導員を配置して避難経路の確保と事故防止に努める。

② 避難開始とともに、警察官、消防吏員等により、危険防止その他必要な警戒を実施する。

(2) 住民等の避難誘導

① 避難指示が発令されたとき、町は加古川警察署の協力を得て、自治会、自主防災組織又は事業所単位に、あらかじめ指示している避難場所に誘導する。

② 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町長(災害対策本部長)の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。

③ 町は、日本語に不慣れな外国人や地理に不案内な外来者が利用する施設の管理者、事業者及びその地域の関係機関とあらかじめそれらの者に対する地震、津波発生時の避難誘導対策について協議、調整を行い、施設管理者等に対し、情報伝達及び避難誘導等対応を定めるように指導する。

(3) 集客場所等での表示

町は、海岸沿いの親水地域、河川公園等の集客場所に避難場所及び避難経路等の誘導表示を行うなど、その地域の津波の危険性等を事前に周知する。

(4) 漁業・港湾関係者等の避難対策

町、県は、漁業従事者、港湾における就労者等の避難に関して、漁業協同組合、港湾関係者等とあらかじめ協議を行い、漁業協同組合及び港湾関係事業者等が情報伝達及び避難誘導について定めるよう指導等に努める。

(5) 船舶・漁船等の港外退避等

① 町、加古川海上保安署等は、船舶・漁船等の港外退避等に係る措置について、予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、事前に対応を決めて船舶所有者や漁業協同組合等の関係者に周知する。

② 各船舶は、津波予想が発表されたことを確認した場合、船長の判断により港外への退避・係留等の措置に努める。

3-11. 避難場所の管理・運営

(1) 職員の派遣

町は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食糧等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行う。

(2) 救護の内容明示

町は、避難後に実施する救護の内容を明示する。

(3) 避難所運営の支援

町は、避難した者が避難場所で自主防災組織を中心として円滑に避難所の運営ができるようあらかじめ避難所運営マニュアルの策定を進めるほか、必要な支援を実施する。特に、避難場所への津波警報等の情報の提供について配慮する。

(4) 救護の留意点

町は、避難場所での救護に当たっては、次の点に留意する。

ア　避難場所において避難者に対して実施する救護の内容は次のとおりとする。

(ｱ)　収容施設への収容

(ｲ)　飲料水、主要食糧及び毛布の供給

(ｳ)　その他必要な措置

イ　町は､アに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。

(ｱ)　流通在庫の引き渡し等の要請

(ｲ)　県に対し県及び他の市町が備蓄している物資等の供給要請

(ｳ)　その他必要な措置

(5) 避難所の運営

避難を実施した居住者等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所の運営に努める。

3-12. 要配慮者の避難支援

町は、援護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。

① 町は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、障がい者、乳幼児、病人、妊産婦等避難に当たり援護を要する要配慮者の人数及び介護者の有無等の把握に努める。

② 津波の発生のおそれにより、町長より避難の指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの援護及び搬送は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自主防災組織が指定する者が担当するものとし、第１部第５章第４節（要配慮者の支援体制の実施状況）に基づき策定された計画がある場合は、この計画により行うものとし、町は自主防災組織を通じて援護又は搬送に必要な資機材の提供及び、県と情報の共有化を図り、必要に応じた処置を講ずる。

③ 地震が発生した場合は、①に掲げる者を収容する施設のうち管理者は、収容者等に対し必要な援助を行う。

④ そのほか、要配慮者の避難支援等については、第２部第２章第４節（特別な配慮が必要な人への支援を行う）による。

3-13. 避難意識の普及啓発対策

町は、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

3-14. 文化財保護対策

南海トラフ地震により被災が予想される地域には、国・地方指定等の貴重な文化財が多数存在する地域があるため、それらの文化財の被害軽減対策の強化を図る。

(1) 文化財の保護対策の充実

美術工芸品等の展示物の落下・転倒防止策の促進、落下等を防止するための展示・収蔵方法の工夫、文化財建造物の耐震診断、必要に応じた構造補強の実施、個人所有等で適切な保護対策がとれない文化財の公立博物館等への寄託、被災した際の復旧対策（各種記録・復元対策等）を推進する。

(2) 延焼防止策

火災延焼の危険がある文化財等においては、文化財を保護するため、特に消防自動車が到来できないことを想定した防火水の貯蔵量の見直し、延焼防止施設、消火器、その他資機材等の整備や効率的配置、平時からの消火訓練の実施を行う。

(3) 文化財周辺の環境整備

周辺市街地の不燃化対策、緑地の保全、オープンスペースの確保などの延焼防災対策など、文化財周辺の環境整備を図る。

(4) 文化財所在情報の整理

文化財の所在情報の充実・整理、文化財保護関係部署と防災関係機関等の情報共有化を図り、発災後の安全な場所への迅速な移動等、文化財の震災対策を推進する。

(5) 文化財所有者に対する啓発

文化財の日常的な維持管理の徹底、震災時の応急対応の円滑化を図るため、文化財所有者等に対して防災に関する啓発活動を推進する。

4. 消防機関等の活動

4-1. 消防機関の措置

消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

①正確な津波警報等の収集・伝達
②津波からの避難広報
③救助・救急等
④津波到達予想時刻等を考慮した退避ルールの確立

4-2. 動員、配備及び活動計画

前項に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、加古川市消防本部の定めるところによる。

5.水道、電気、ガス、通信、放送関係

5-1.水道

住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置について検討する。

5-2.電気

電気事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

また、電気は、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、電力供給のための体制確保等とるべき措置を講じる。

なお、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置について検討する。

5-3.ガス

(1) 広報の実施

ガス事業の管理者は、津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓の閉止等火災等の二次災害防止のため必要な措置に関する広報を実施する。

(2) 大阪ガスネットワーク株式会社兵庫事業部の行う措置

津波警報等が発令され、避難指示が発表された避難対象区域に対して、津波の越波による導管被害を想定したガス供給施設の応急対策を実施する。

(3) 一般社団法人兵庫県ＬＰガス協会が行う措置

ア　チラシの配布等による広報

消費者が講ずるべき、地震・津波への備えと、発生時の取り扱いや緊急処置方法、注意点等を記載した地震対策チラシを作成・配布することなどにより、広報を行う。

イ　災害時におけるエルピーガスの二次災害を防止するための放送協定の締結

ラジオ関西と下記内容を放送する協定を締結(平成 15 年 12 月)しており、地震発生時にこれにより、消費者にガス栓の閉止を呼びかける。

> 「○時○○分ごろ、○○地域を震源とする震度○○の地震が発生しました。この地域でエルピーガスをお使いの皆さん、家が傾いたり、倒れたりした時、また、避難する時やガスの匂いがしたとき、そのほか、津波が予測される地域の方は、外に出てガス容器のバルブを閉めてください。マンションなど集合配管のお宅は、メーターの入り口にあるガス栓を閉めてください。」

5-4.電気通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施する。

5-5.放送

① 放送事業者は、放送が、居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。
② 放送事業者は、県、町その他の防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。
③ 放送事業者は、災害後も円滑な放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずることとし、その具体的内容を定める。

6.交通対策

6-1.道路

町、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制等の内容をあらかじめ計画し周知する。

6-2.海上

① 加古川海上保安署は、船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。
② 加古川海上保安署は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又禁止する。
③ 第五管区海上保安本部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて測量を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
④ 第五管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれのあるときは、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべき事を命じ、又は勧告する。
⑤ 港湾・漁港管理者は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、漂流物除去等に努める。
⑥ 町、加古川海上保安署は、津波による危険が予想される場合においては、船舶を安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的内容を定める。

6-3. 鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合において、運行の停止等の運行上の措置を講じる。町は、走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者を、安全な場所へ誘導するための措置を講じる。

6-4. 乗客等の誘導

鉄道事業者その他一般旅客運送に関する事業者は、船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定める。

7. 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

7-1. 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設に対する措置

町が管理する庁舎、学校、社会教育施設、社会福祉施設等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

① 津波警報や南海トラフ臨時情報等の入場者等への伝達
② 応急対策を実施する組織の確立
③ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
④ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
⑤ 出火防止措置
⑥ 水、食糧等の備蓄
⑦ 消防用設備の点検、整備
⑧ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・パソコンなど情報を入手するための機器の整備
⑨ 防災訓練及び教育、広報活動

(2) 個別事項

① 学校等にあっては、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学級等）これらの者に対する保護の措置
② 社会福祉施設にあっては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに定める。

7-2. 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部又はその支部が置かれる庁舎等の管理者の措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、7-1 の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の

施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

① 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
② 無線通信機等通信手段の確保
③ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者

この推進計画に定める避難場所又は応急救護所が置かれる学校、社会教育施設等の管理者は 7-1 の(1)又は 7-1 の(2)の掲げる措置をとるとともに、町が行う避難場所又は応急教護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

7-3. 町が管理・運営する事業に対する措置

防災基本計画の定める南海トラフ地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域において、町が直接管理・運営する水道事業がある場合、町は、推進計画に基づき対策計画に類する計画を作成する。

7-4. 工事中の建築物等に対する措置

町、県等は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針を定める。この場合において、津波の襲来のおそれがある場合には、原則として、工事を中断することとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

8. 迅速な救助

8-1. 実動部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

8-2. 消防団の充実

町は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

第５節　時間差発生等における円滑な避難の確保等

時間差発生等における円滑な避難の確保等について定める。

実施担当	全課

1.気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表

気象庁は、南海トラフ地震の発生可能性が通常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、南海トラフ地震臨時情報として次の情報を発表する。

1-1.南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフ沿いの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、気象庁が大規模地震発生との関連性について調査を開始する旨を示す情報

1-2.南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で M8.0 以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

1-3.南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で、M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

2.時間差発生等における円滑な避難の確保等

2-1.南海トラフ地震臨時情報等の伝達等

南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報収集・伝達については第 2 部第 1 章第 2 節（災害情報等を収集・伝達する）に準じて実施する。

2-2.南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合、その後の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）等の発表に備え、各部局の役割や実施体制等について確認を行うこととする。

2-3.南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1)南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、会議の開催等

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、必要に応じて部長級以上の職員を招集し、災害応急対策に係る会議を実施することとする。

(2)災害応急対策を取るべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生から 1 週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置を取るものとする。また、当該期間経過後 1 週間、後発地震に対して注意する措置を取るものとする。

(3)消防機関等の活動

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために必要な措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

①津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

②地域住民等の避難誘導に係る体制の構築

(4)水道、電気、ガス、通信、放送関係

町は、第 2 部第 2 章第 6 節 3.（飲料水を供給する）に定めのある、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

その他、水道事業者、電気事業者、ガス事業者、通信事業者、放送事業者についても第 4 部第 1 章第 4 節 5.（水道、電気、ガス、通信、放送関係）に定めのある措置の実施に必要な体制を確保するものとする。

(5)交通対策

町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

その他交通対策に関わる防災関係機関は、第 4 部第 1 章第 4 節 6.（交通対策）に定めのある措置の実施に必要な体制を確保するものとする。

(6)町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

町は、自らが管理等を行う公共施設等における津波避難に関わる対策として、第 4 部第 1 章第 4 節 7.（町が自ら管理等を行う施設等に関する対策）に定めのある、津波警報や南海トラフ臨時情報等の入場者等への伝達、施設の防災点検、設備・備品等の転倒・落下防止措置等必要な措置を講ずるものとする。

2-4.南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1)対策会議の開催

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、必要に応じて部長級以上の職員を招集し、災害応急対策に係る会議を開催することとする。

(2)災害応急対策を取るべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で、M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は、1 週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくり滑りの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(3)町のとるべき措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

また、町が管理等を行う施設等について、点検等を行うこととする。

第6節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備について定める。

実施担当	企画課、総務課、住民課、土木課、都市計画課、教育総務課、協働推進課

1.施設整備の方針

① 町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の推進等を行う。
② 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

2.実施内容

2-1.建築物等の耐震化・不燃化・耐浪化

建築物等の耐震性、不燃化及び耐浪化の確保に関する計画は、別に定めるところによる。

2-2.避難場所・避難経路

町は、津波発生時における避難場所について、東日本大震災の教訓を踏まえ、津波避難目標地点を指定する。

また、要配慮者や避難対象地区外まで避難する時間がなくなった住民、救助活動等応急対策に従事する者などが、津波等から逃れるために緊急的に一時避難するための避難場所として、学校、公共施設、民間のマンション・ビルなどを「津波等発生時における自主避難所（津波避難ビル)」として指定し、被害の軽減（逃げ遅れの解消）を図っており、今後も指定の推進を図る。

2-3.海岸防災施設

海岸防災施設の整備計画等については、第3部目標3政策9施策No46（河川・海岸・ため池施設の整備）に定めるとおりである。

2-4.消防用施設の整備等

消防力の現況及び整備計画等については、第3部目標3政策4No13（防災資機材の整備）に定めるとおりである。

2-5.緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

(1) 緊急輸送路等の指定

本町に関係する緊急輸送路及び緊急交通路は、第２部第２章第５節（交通規制・緊急輸送を行う）に定めるとおりである。

(2) 整備計画

既設道路については今後も引き続き整備を進めるとともに、都市計画道路の整備を推進する。

2-6.通信設備等の整備

町その他防災関係機関は別に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信設備等を整備する。

通信設備等の整備計画は次のとおりである。

1　播磨町防災行政無線の活用とその他通信機器・設備

2　その他の防災機関等の無線

2-7.密集市街地対策の推進

既成市街地の低層密集地区については、防災面等から住宅を対象とした再開発、あるいは、住宅地区改良事業など手法の検討に加え、道路、公園等の公共空間の確保を図り、住環境の改善及び安全な街づくりを進める。

また、住宅と工場の混在する地区については、移転先の確保を図りながら用途地域の純化を推進する。

第7節　地域防災力の向上及び防災訓練

地域、企業等における防災活動ならびに防災訓練について定める。

実施担当	危機管理課

1. 地域防災力の向上

住民、自主防災組織、企業等の参加・連携による地域防災力の向上のための措置について定める。

1-1. 家庭での防災対策

住民は、「自らの命は自らが守る。自らの地域は自分たちで守る。」という防災の原点に立って、家庭において、自ら災害に備えるための手段を講じるよう努める。

(1) 事前の心構え

1) 住まいの安全のチェック

専門家による住宅の耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を行う。また、家具の転倒防止対策を実施する。

2) 家庭内での防災会議の開催

定期的に家族で話し合いの場を持ち、非常持出品の搬出や火の始末などの役割分担を行い、避難所や避難経路を確認しておく。また、家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（伝言ダイヤルの利用など）や最終的な集合場所も決めておく。

3) 防災知識・技術の習得

人と防災未来センター等の施設を見学したり、救命講習などの各種講座に参加したりして防災関連知識・技術を習得する。

4) 備蓄品・非常持出品の準備

食糧や水を備蓄する場合は、家族構成を考えて7日分を目標に備蓄する。また、避難所などでの生活を想定して、必要最低限の衣類や医薬品などを準備し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所において置く。

(2) 災害時の行動に関する心がまえ

1) 揺れへの心得

① 地震発生直後は、布団などで頭を保護し、机の下などで身を守る。
② あわてて外に飛び出さない。
③ 揺れが収まった後、火元の始末を確認する。
④ 避難する場合は、家に避難先、安否情報のメモを残す。
⑤ ブロックべいには近づかない。
⑥ 靴を履いて外に出る。
⑦ 自動車では避難しない。

2）津波への心得

① 強い地震（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

② 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

③ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。

④ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。

⑤ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報等解除まで気をゆるめない。

⑥ 津波見物はしない。

⑦ 海岸や河川敷からできるだけ遠くの高いところに避難する。

⑧ 避難指示は守り、避難所に避難する。

⑨ 逃げ遅れたら、近くの鉄筋コンクリートの建物の２階以上に避難する。

1-2. 地域での防災活動

住民は、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。

(1) 自主防災組織の育成

① 町は、災害対策基本法第５条第２項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図るものとする。その際、町と消防機関等は、密接に連携、協力する。

② 町は､自主防災組織の結成を促進するとともに、その活動の活性化を支援する。

(2) 自主防災組織の活動

① 住民は、災害対策基本法第７条第２項の規定に基づき、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努めるものとする。

② 自主防災組織は、町と協議のうえ、自らの規約、防災計画（活動計画）を定め、活動を行う。

1-3. 企業等の防災活動

① 南海トラフ地震防災対策基本計画において、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として定められた者については、対策計画等に基づき対策を実施する。

② 特に危険物施設の管理者等は、十勝沖地震（平成 15 年９月)、東北地方太平洋沖地震（平成 23 年３月）の状況等を踏まえ、屋外貯蔵タンクの浮き屋根の機能確保、固定消火設備の有効性確保及び耐震改修の促進等を図る。

③ その他の企業においても、災害時に果たす役割（従業員・顧客の安全、経済活動の維持、住民への貢献）を十分に認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

④ 町は、企業等の地域における防災活動への参画促進を図る。

2.防災訓練の実施

推進地域に係る大規模な地震を想定した場合の防災訓練の実施について定める。

2-1.県、町、防災関係機関における防災訓練の実施

① 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
② ①の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。
③ ①の防災訓練は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
④ 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
⑤ 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。
　ア　要員参集訓練及び本部運営訓練
　イ　要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
　ウ　津波警報等の情報収集、伝達訓練
　エ　災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への人数について、迅速かつ的確に県、防災関係機関に伝達する訓練
　オ　防潮扉等閉鎖訓練
⑥ 町は、訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

2-2.学校における津波防災訓練の実施

① 避難対象区域に所在する学校は、津波警報発令を想定して、鉄筋コンクリートの建物の3階以上への避難訓練等を進める。
② 自然学校、校外学習等で海浜部を利用する場合は、津波防災学習や訓練を実施するよう努める。
③ 地域、保護者と連携した防災訓練の際、津波災害に触れることとする。また、津波災害を想定した避難訓練を実施する。
④ 避難訓練を実施する際には、児童・生徒が災害時に援護を必要とする児童・生徒と一緒に避難することができるよう配慮する。

第８節　地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定める。

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

実施担当	危機管理課、教育総務課、地域学校教育課

1.教育

1-1.職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各課、各機関に行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含む。

① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震及び津波に関する知識
② 地震・津波に関する一般的な知識
③ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
④ 職員等が果たすべき役割と身の安全を確保することの重要性
⑤ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
⑥ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

1-2.住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、ハザードマップの見直し、周知、出前講座の実施、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発等、住民等に対する教育を実施する。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
② 地震・津波に関する一般的な知識
③ 地震が発生した場合における出火防止措置、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
④ 正確な情報入手の方法
⑤ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
⑥ 避難対象地区等に関する知識

⑦ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
⑧ 避難生活の運営に関する知識
⑨ 住民が自ら実施できる7日分の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロックべいの倒壊防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法の対策の内容
⑩ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

1-3.児童、生徒等に対する教育

小学校、中学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行う。
① 過去の地震及び津波災害の実態
② 津波の発生条件、高潮、高波との違い
③ 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
④ 保護者、住民とのハザードマップの作成
⑤ 自宅や学校、地域の災害危険性の認知

1-4.防災上重要な施設管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、町が実施する研修に参加するよう努める。町は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮する。

2.相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第２章　広域避難及び広域一時滞在対策計画

第１節　対策計画の概要

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 24 年 6 月に施行された改正災害対策基本法において、市町村・府県域を越える広域一時滞在に関する根拠規定（第 86 条の 8 から第 86 条の 13）が創設された。さらに、令和３年５月の改正において、広域避難に関する規定（第 61 条の 4 から第 61 条の 8）が創設された。

広域一時滞在は、原子力災害のみならず、南海トラフ地震の対策としても重要な課題であり、特に原子力災害に関しては関西広域連合を中心とした広域一時滞在・受入体制の整備が進められているところである。

また、国内で近年多発しているような大規模な水害が町内で発生した場合に備え、町外への広域避難についてあらかじめ検討しておくことも重要である。

本計画は、これを踏まえ、広域避難及び広域一時滞在に関し必要な事項を定め、もって円滑な広域避難及び広域一時滞在の実施を図るものである。

第２節　事前対策

1.避難所の決定

町は、避難所を指定する際に併せて広域避難又は広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努めるとともに、避難所が広域避難又は広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

2.県及び関係機関との連携

町は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、県外への広域避難又は広域一時滞在が必要であると認められる場合は、関西広域連合の「関西広域応援・受援実施要綱」に基づく広域避難等の枠組を生かした協力体制の活用等も検討することとする。

第3節　実施対策

1.災害対策本部の設置

国内で大規模広域災害が発生し、災害応急対策（町外における応援活動を含む。）を行うため特に必要があると認められるときは、災害対策本部を設置し、対応を行うことができる。

2.広域避難の実施

2-1.県内における広域避難

(1) 広域避難を行う必要がある場合

町長は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、県内他市町への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、県に報告の上、予想される被災状況又は具体的な被災状況、受入を希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、広域避難の受入れについて当該市町に直接協議することができる。

(2) 広域避難の協議を受けた場合

町長は、県内他市町から避難者の受入れについて協議を受けた場合は、当該避難者を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、受入避難所を決定し、受入れる。

2-2.県外における広域避難

(1) 広域避難を行う必要がある場合

町長は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、県外他市町村への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、県に対し広域避難の受入れについて当該都道府県協議を求めることができるほか、事態に照らし緊急を要すると認められるときは、県知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

(2) 広域避難の協議を受けた場合

町は、県から他の都道府県の避難者の受入れについて協議を受けた場合は、当該避難者を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、受入避難所を決定し、受入れる。

3.広域一時滞在の実施

3-1.県内における広域一時滞在

(1) 広域一時滞在を行う必要がある場合

町長は、被災した住民を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域一時滞在の必要があると認めるとき（町内で避難所を確保することが困難な場合）は、県知事に報告のうえ、具体的な被災状況、受入れを希望する住民の数その他必要な事

項を示して、県内他市町に被災住民の受入れについて協議することができる。ただし、県知事への報告が困難な場合は、協議開始後速やかに報告する。

町は、県に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受入能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

(2) 広域一時滞在の協議を受けた場合

町長は、県内他市町から被災した住民の受入れについて協議を受けた場合は、当該被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、受入避難所を決定し、受入れる。

3-2.県外における広域一時滞在

(1) 広域一時滞在を行う必要がある場合

町は、県と協議のうえ、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県知事と被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

(2) 広域一時滞在の協議を受けた場合

町は、県から他の都道府県の住民の受入れについて協議を受けた場合は、当該住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、受入避難所を決定し、受入れる。

3-3.住民に対する情報提供と支援

防災関係機関は、被災住民のニーズを十分把握するとともに、相互に連携をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、被災住民等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

(1) 広域避難又は広域一時滞在を行った場合

町は、広域避難又は広域一時滞在を受入れた市町村の協力を得て、広域避難又は広域一時滞在を行っている住民の状況を把握するとともに、住民が必要とする情報を確実に提供するための体制整備に努める。

(2) 広域避難又は広域一時滞在を受入れた場合

広域避難又は広域一時滞在を受入れた場合、町は、被災市町村と連携し、受入れた住民の状況の把握と、住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

4.原子力災害に係る広域避難ガイドラインとの整合

関西広域連合広域防災局では、平成 26 年 3 月に「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」を策定している。

このガイドラインは、全国的にも稀な原子力施設集中地域である福井県の嶺南地域において立地する 15 基の原子力施設において、万一原子力災害が発生した場合における広域一時滞在について定めたものであり、本町では下表のとおり広域一時滞在の受入れが規定

されている。

本計画は、兵庫県及び他市町村との連携が前提となるため、今後の修正に当たっても同ガイドライン等関連計画との整合を図ることが必要である。

＜町に係る原子力災害に係る広域避難ガイドラインに規定されている
避難元・避難先マッチング（避難所レベル）＞

R7.4.1 現在

避難元					避難先名称
市町名	地域名	世帯数	人口		
伊根町	耳鼻（にび）	29	69	249	中央公民館
	亀山（かめやま）	36	87		
	高梨（たかなし）	39	93		
	大原（おおはら）	42	93	93	東部コミュニティセンター
	峠（とうげ）	16	30	118	西部コミュニティセンター
	新井（にい）	46	88		
	畑谷（はただに）	3	3	89	野添コミュニティセンター
	井室（いむろ）	21	34		
	六万部（ろくまんぶ）	39	52		
	泊（とまり）	47	93	121	南部コミュニティセンター
	湯之山（ゆのやま）	8	22		
	成（なる）	4	6		